

認知症対応型共同生活介護事業運営規程

（目的及び基本方針）

第1条 この規程は、社会福祉法人 姫路尚齒会が設置運営する指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業の運営及び利用について必要な事項を定め事業の円滑な運営を図ることを目的とする。

（事業の目的）

第2条 本事業所は、認知症によって自立した生活が困難になった入居者に対して家庭的な環境のもとで、食事、入浴、排泄等の日常生活の世話及び日常生活の中での心身の機能訓練を行うことにより、安心と尊厳のある生活を、入居者がその有する能力に応じ可能な限り自立して営むことができるよう支援することを目的とする。

（運営の方針）

第3条 本事業所において提供する認知症対応型共同生活介護は、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

- 2 入居者の人格を尊重し、常に入居者の立場に立ったサービスの提供に努めると共に、個別な介護計画を作成することにより入居者が必要とする適切なサービスを提供する。
- 3 入居者及びその家族に対し、サービスの内容及び提供方法についてわかりやすく説明する。
- 4 適切な介護技術を持ってサービスを提供する。
- 5 常に提供したサービスの質の管理、評価を行う。
- 6 本事業所は、入居者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
- 7 前1項のほか、姫路市条例告示の趣旨及び内容を遵守し、事業を実施するものとする。

（事業所の名称等）

第4条 名称及び所在地は次の通りとする。

- （1）名称 グループホーム ライフビラ姫路
- （2）所在地 姫路市飯田3丁目50番地1

（利用定員）

第5条 利用定員は18名とする。

(従業者の区分及び定数)

第6条 本事業所に次の従業者を置く。

- (1) 管理者 1名 (常勤：2ユニット兼務)
- (2) 計画作成担当者 2名 (常勤2名：うち1名は介護支援専門員)
(介護従業者兼務2名：各ユニットに1名ずつ配置)
- (3) 介護従業者 14名
(常勤13名：うち2名は計画作成担当者兼務 非常勤1名)

2 前項にさだめるものの他必要がある場合は、定員を超え又はその他の従業者を置くことができる。

(職 務)

第7条 従業者の職務分掌は次のとおりとする。

- (1) 管理者
管理者は、業務の管理及び従業者等の管理を一元的に行う。
- (2) 計画作成担当者
計画作成担当者は、適切なサービスが提供されるよう介護計画を作成することとともに、連携する介護老人福祉ホーム、病院等との連絡・調整を行う。
- (3) 介護従業者
介護従業者は、入居者に対し必要な介護及び支援を行う。

(介 護)

第8条 指定認知対応型共同生活介護の内容は次のとおりとする。

- (1) 入浴、排泄、食事、着替え等の介助
- (2) 日常生活上の世話
- (3) 日常生活の中での機能訓練
- (4) 相談、援助

(介護計画の作成)

第9条 指定認知対応型共同生活介護サービスの開始に際し、入居者の心身の状況、希望及びそのおかれている環境を踏まえて、個別に認知対応型共同生活介護計画（以下介護計画）を作成する。

- 2 介護計画の作成、変更に際しては、入居者及び家族に対し、当該計画の内容を説明し、同意を得る。
- 3 入居者に対し、介護計画に基づいて各種サービスを提供すると共に、常に実施状況についての評価を行う。

(利用料等)

第10条 指定認知対応型共同生活介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該認知症対応型共同生活介護が法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各入居者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

指定介護予防認知対応型共同生活介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該介護予防認知症対応型共同生活介護が法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各入居者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。但し、次に掲げる項目については別の利用料金の支払いを受けるものとする。

(1) 居住費 2,060 円/日

(2) 食費 1,250 円/日

但し、食数(朝食 300 円・昼食 400 円・おやつ 150 円・夕食 400 円)で計算し、前日までに申し出のある時は欠食とする。

(3) 共用部分の光熱水費 800 円/日

(4) 個室の光熱水費 実費/月

(5) おむつ代 実費(入居者の利用に応じ徴収)

(6) その他日常生活において通常必要となる費用で入居者が負担することが適当と認められる費用。

2 利用料の支払いは、月ごとに発行する請求書に基づき、事業所の指定する金融機関(播州信用金庫)の自動引き落としとする。

当該請求に基づき入居者から支払いを受けた時には領収書を、それぞれの入居者に交付するものとする。

(入退居に当たっての留意事項)

第11条 指定認知対応型共同生活介護の対象者は、要支援2・要介護状態であって認知症の状態にあり、かつ次の各号を満たす者とする。

(1) 少人数による共同生活を営むことに支障がないこと。

(2) 自傷他害の恐れがないこと。

(3) 常時医療機関において治療をする必要がないこと。

2 入居後入居者の状態が変化し、前項に該当しなくなった場合は、退居してもらう場合がある。

3 退居に際しては、入居者及び家族の意向を踏まえた上で、他のサービス提供機関と協議し、介護の継続性が維持されるよう、退居に必要な援助を行えるよう努める。

(秘密保持)

第12条 本事業所の従業者は、業務上知り得た入居者またはその入居者家族の秘密保持を厳守する。

2 従業者であった者が、業務上知り得た入居者または家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講ずる。

(苦情処理)

第13条 本事業所は、その提供したサービスに関する入居者からの苦情に迅速かつ適性に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する。

2 本事業所は、その提供したサービスに関し、保険者が行う文章その他の物件の提出若しくは提示の求め、又は、保険者の従業者からの質問及び紹介に応じ入居者からの苦情に関して、保険者行う調査に協力するとともに、保険者から指導又は助言を受けた場合は当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

3 本事業所は、その提供したサービスに関する、国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は、助言に従って必要な改善を行う。

(事故発生時の対応)

第14条 入居者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は速やかに保険者、入居者の家族に連絡を行うとともに必要な措置を講ずる。

2 入居者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償を速やかに行う。

(衛生管理等)

第15条 本事業所は、入居者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医療品及び医療用具の管理を適正に行う。

2 本事業所は、感染症及び食中毒が発生し、又は蔓延しないよう、感染症予防委員会を設置し、次の措置を講じるものとする。

(1) 感染症予防委員会をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

(2) 本事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整

(3) 従業者に対する感染症を防止するための研修及び実際に発生した場合を想定した訓練の実施

(4) 3号に掲げるもののほか「厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順」に沿った対応を行う。

(緊急時における対応策)

第16条 入居者の心身の状態に異変その他緊急事態が生じたときは、主治医又は協力医療機関「国部医院」等、介護老人福祉施設「ライフビラ姫路」と連絡をとり適切な措置を講ずる。

(非常災害対策)

第17条 非常災害に備えて避難、救出、夜間想定を含め、その他必要な訓練を年2回以上実施する。

(身体拘束の制限)

- 第18条 本事業所の従業者は、身体拘束その他入居者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わない。ただし、当該入居者又は他の入居者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く。
- 2 前項の規定による身体拘束等を行う場合には、あらかじめ入居者の家族に、入居者の心身の状況、緊急やむを得ない理由、身体拘束等の態様及び目的、身体拘束等を行なう時間、期間等の説明を行い、同意を文章で得た場合のみ、その条件と期間内において行うことができる。
- 3 前各項の規定による身体拘束等を行う場合には、管理者及び計画作成担当者、介護従業者により検討会議等を行う。また、経過記録を整備する。

(個人情報の保護)

- 第19条 本事業所は、入居者の個人情報について「個人情報保護法に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努める。
- 2 本事業者が得た入居者の個人情報については、本事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて入居者又はその代理人の了解を得る。

(虐待に関する事項)

- 第20条 本事業所は、入居者の人権の擁護・虐待の防止等のため虐待の防止のための検討委員会を設置し、次の措置を講じるものとする。
- (1) 専任の虐待防止対策担当者を配置
- (2) 虐待防止のための指針を整備
- (3) 従業者に対する虐待を防止するための研修の実施
- (4) 虐待等について入居者及びその家族が相談、従業者が報告できる体制の整備
- (5) 虐待等が発生した場合、その原因等の分析から得られる再発防止策の策定と評価
- 2 本事業所は、サービス提供中に、当該事業所又は養護者による虐待を受けたと思われる入居者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(運営推進会議)

- 第21条 本事業所は、入居者の抱えこみを防止し地域に開かれたサービスとする事でサービスの質を確保することを目的とする運営推進会議を概ね2月に1回以上行う。また会議の議事録は開示を行う。

(その他運営についての重要事項)

第22条 本事業所は、従業者に対し、その資質向上のための研修の機会を確保する。

2 本事業所はこの事業を行う為に、事業計画、財務内容、ケース記録、会計、その他必要な記録の整理を行う。入居者に対するサービス提供記録等についてはその完結の日から5年間保存する。またこのような記録等の開示や啓示を行う。

3 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、社会福祉法人姫路尚齒会と本事業所の管理者との協議により定めるものとする。

(業務継続計画の策定等)

第23条 本事業所は、感染症や非常災害の発生時において、入居者に対する指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 本事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 本事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(認知症介護に係る基礎的な研修の受講)

第24条 本事業所は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、従業者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、業務の執行体制についても検証、整備する。

(1) 採用時研修 採用後4ヵ月以内

(2) 継続研修 年1回

(ハラスメント対策)

第25条 本事業所は、適切な指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

(暴力団員等の排除)

第26条 本事業所において、管理者は、姫路市暴力団排除条例（平成24年姫路市条例第49号）第7条の暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者であってはならない。

2 本事業所は、その運営について、姫路市暴力団排除条例第7条の暴力団及び暴力団員並びにこれらのものと社会的に非難されるべき関係を有する者の支配を受けてはならない。

3 本事業所は、指定認知対応型共同生活介護の提供にあたり、サービス利用する者または身元引受人（または代理人）が次の各号に該当しないことを確認し、かつ将来にわたっても該当しないことを確認する。該当していると判明した場合は催告無しに直ちに契約解除する。

(1) 現在、暴力団・暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員・暴力団関係企業・総会屋等・社会運動等標榜ゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これに準ずる者（以下、これらを「暴力団員等」という）。

(2) 暴力団員等が経営を支配している或いは実質的に経営に関与していると認められる関係を有すること。

(3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的を以てするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。

(4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。

(5) 暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

この規程は、令和1年10月1日から施行する。

変更申請（別表 おむつ代 種類、単価改定）

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

変更申請（第3条1項一部改定、6項、7項追加。第6条一部改定。

第15条改定。第20条1項一部改定。

第23条、第24条、第25条追加。）

この規程は、令和6年1月1日から施行する。

変更申請（第10条一部改定、第24条一部改定。第26条追加。

別表 おむつ代 種類、単価改定。）

この規程は、令和8年4月1日から施行する。

変更申請（第10条一部改定。）

この規程は、令和8年6月1日から施行する。

変更申請（第10条一部改定、別表 おむつ代削除。）